



「空き家等の困りごと」 問題解決につなげます！



- 実家を相続したけど、現在も将来も使う予定がない
- 空き家等の管理をしたり固定資産税を払うのが負担になってきた
- 空き家等を手放したいけどどうすればいいかわからない

登米市空き家等利活用促進プラットフォーム

登米市空き家等利活用促進プラットフォームとは？

市内で空き家になったまま活用されない物件等の利活用を促進するため、空き家等の所有者の同意を得て、協力事業者に空き家等所有者情報を提供し不動産取引につなげる取組です。

協力事業者とは？

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部のいずれかに加盟し、市内に事業所を有する宅地建物取引業者で、登米市空き家情報バンク事業実施要綱に基づき登録された事業者になります。

手続きの方法

- ①協力事業者の紹介を希望する空き家等所有者は、「空き家等所有者情報提供同意書」を市へ提出します。
- ②市は、協力事業者へ空き家等所有者情報を提供します。
- ③協力事業者は、空き家等所有者と交渉を行い、媒介契約を締結し、空き家等の買い手（借り手）を探します。
- ④売買又は賃貸借が成立したら、空き家等所有者は協力事業者に仲介手数料を支払います。

空き家等所有者

①
「同意書」の提出

登米市

②
所有者情報の提供

協力事業者
(17事業者)

③
媒介契約の締結・交渉（市は交渉等に関与しません）

④
仲介手数料の支払い

◆お問い合わせ 登米市 まちづくり推進部 まちづくり推進課 ふるさと定住係

電話:0220-23-7331 FAX:0220-22-9164 Eメール:tome-life@city.tome.miyagi.jp